

令和3年長審第13号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和3年1月22日04時50分  
長崎県<sup>たく</sup>度島北西岸
- 2 船舶の要目  
船種 船名 漁船A  
総トン数 19トン  
登録長 19.15メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出力 443キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成3年10月に進水し、操舵室を船体中央やや後方に配し、同室にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を備え、中型まき網漁業に運搬船として従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.7メートル船尾1.7メートルの喫水をもって、令和3年1月21日15時00分長崎県神崎漁港<sup>こうざき</sup>を発し、同県対馬下島<sup>しも</sup>南西方沖合の漁場に向かった。

ところで、a受審人は、平素、1日平均6時間の睡眠をとっており、発航日前日10時30分から翌発航日当日14時00分まで自宅で休息及び6時間を超える睡眠をとっていたことから、発航時、睡眠不足の状態ではなかった。

a受審人は、22時00分頃前示漁場に到着して僚船と共に操業を始め、翌22日00時00分頃から漁獲したいわし9,000キログラムを積み込み、水揚げする目的で、01時00分同漁場を発進し、長崎県調川港<sup>つぎのかわ</sup>に向かい、発航後休憩及び睡眠をとることができなかったことから、漁場発進時、睡眠不足の状態であった。

a受審人は、GPSプロッター及び3海里レンジのノースアップ表示としたレーダー1台をそれぞれ作動させ、椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、長崎県生月島<sup>いきつき</sup>北方沖合を東行し、04時23分馬ノ頭鼻灯台から285度（真方位、以下同じ。）2.94海里の地点で、針路を同県的山大島<sup>あづち</sup>南西方沖合の転針予定地点（以下「転針予定地点」という。）に向く130度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、睡眠不足に加え、周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催したが、間もなく転針予定地点に達し、的山大島南方に位置する大島瀬戸のほぼ中

央に向かう針路とするつもりなので、まさか居眠りに陥ることはない  
と思い、椅子から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措  
置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに  
陥り、転針予定地点に至ったものの、度島北西岸に向かって続航し、  
04時50分馬ノ頭鼻灯台から164度2.22海里の地点において、  
Aは、原針路及び原速力のまま、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力3の南風が吹き、視界は良好で、潮候は下げ  
潮の初期であった。

乗揚の結果、船底外板に破口を伴う擦過傷を、推進器翼に曲損をそ  
れぞれ生じたが、僚船の援助を得て離礁し、自力航行により調川港に  
入港して水揚げを行った後、神崎漁港に帰港し、のち修理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、生月島北方沖合において、調川港に向けて東行中、  
居眠り運航の防止措置が不十分で、度島北西岸に向首進行したことによ  
って発生したものである。

a受審人は、夜間、生月島北方沖合において、椅子に腰掛けた姿勢で  
操船に当たり、調川港に向けて東行中、周囲に航行の支障となる他船を  
見掛けず、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥らないよう、椅子  
から立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとる  
べき注意義務があった。しかるに、同人は、間もなく転針予定地点に達  
し、大島瀬戸のほぼ中央に向かう針路とするつもりなので、まさか居眠  
りに陥ることはないと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつ  
た職務上の過失により、同じ姿勢で操船を続けて居眠りに陥り、度島北  
西岸に向首進行して乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 2 日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎